

神奈川県トライアスロン連合会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、神奈川県トライアスロン連合 (KANAGAWA TRIATHLON UNION) と称する。

第2条 (目的)

本会は、神奈川県を代表するトライアスロン競技団体としてトライアスロン競技、デュアスロン競技、アクアスロン競技およびそれらの関連競技（以下総称してトライアスロンという）の普及および振興を図り、もって会員の健康増進および相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 社団法人日本トライアスロン連合（以下JTUとする）への加盟。
2. トライアスロンに関する競技会の主催、共催、主管、後援、協力。
3. トライアスロンに関する講習会の開催、協力。
4. トライアスロンに関する国内外競技大会等への県代表選手の選定と派遣。
5. トライアスロンに関するローカルルールの制定。
6. トライアスロンに関する情報等を会員に通知するための会報の発行。
7. 財団法人神奈川県体育協会への加盟。
8. その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第2章 会員

第4条 (会員資格)

1. 神奈川県内に在住もしくは神奈川県内を活動の本拠地とし、トライアスロンを愛好する者は、国籍・性別・年齢を問わず本会の一般会員となることができる。また本会の目的に賛同する団体は賛助会員となることができる。
2. 一般会員は入会と同時にJTUに登録され、登録番号を記載した会員証の交付を受ける。
3. 一般会員は、下記の会員種別にて構成される（いずれも該当年度の4月1日時点を基準とする）。
 - 1) 個人会員：18歳以上の一般会員で下記2)～4)に該当しない会員を個人会員とする。
 - 2) 家族会員：住所を共にする家族の中の複数の者が同時に会員となる場合、2人目以降を家族会員とする。（会員証を除く会報等の郵送物は、1家族に1部を送付する。）
 - 3) 高校生会員：高等学校在学もしくは中学校在学を除く15歳以上18歳未満の会員を高校生会員とする。
 - 4) ジュニア会員：小学校もしくは中学校在学の会員をジュニア会員とする。
4. 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
 - 1) 本会からの脱会を申し出た時。
 - 2) 本会から除名された時。
 - 3) 転居等により会員資格の要件を失った時。
 - 4) 会費等を納入しない時。

第5条 (入会手続き)

1. 入会を希望する者は、所定の申込書を本会に提出し、承認を得なければならない。

第6条 (会費等)

1. 会員は別途定める年会費を納入しなければならない。
2. 年会費の他に、総会で議決した金額を臨時会費として徴収することがある。
3. 賛助会費については、理事会で議決する。

第7条 (除名)

本会の会員が次の各項のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

1. 本会の名誉を汚し、あるいは信用を失墜させるような行為があった時。
2. 本会の会則、または総会の議決に従わない時。

第3章 役員

第8条（役員）

1. 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
理事長	1名
理事	20名以内
監事	3名以内
2. 本会には、必要に応じ若干名の副会長および副理事長をおくことができる。
3. 理事定数は会長、副会長、理事長、副理事長を含む。
4. 本会には、理事会の承認を得て名誉会長、名誉副会長、顧問、参与を置くことができる。

第9条（役員を選任）

1. 理事は全会員の参加する選挙により選任され、選挙の方法は別途定める。
2. 理事が任期中に退任し、理事会が補充の必要性を認めた場合は理事補欠選挙を行うことができる。
3. 理事選挙ならびに理事補欠選挙の方式は信任投票とする。
4. 監事は理事会で推挙され、総会の議決により選任される。
5. 会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の互選により選出される。
6. 名誉会長、名誉副会長、顧問および参与は、理事会で推挙され、選任される。

第10条（理事の職務）

1. 会長は本会の業務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときに、会長代理としてその職務を行う。
3. 理事長は理事会を指揮し、同会の議決に基づき業務を掌握し執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときに、理事長代理としてその職務を行う。
5. 理事は会長、副会長、理事長、副理事長と共に理事会の構成員として本会の会務を議決し執行する。

第11条（監事の職務）

監事は本会の会務および資産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

1. 本会の資産状況の監視。
2. 理事の業務執行の監査。
3. 資産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときの理事会への報告。
4. 決算書の監査および総会における監査の結果報告。
5. 前3、4号の報告をするために必要があるときの理事会の召集。

第12条（役員任期）

1. 本会の役員任期は2年間とし会計年度に準ずる。ただし再任を妨げない。
2. 理事長の任期は連続四期8年を限度とする。
3. 欠員が生じ、または増員の結果選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
4. 役員は、その任期満了後も任期中の活動報告ならびに収支決算報告が審議される総会終了まで、その職務を行う。

第13条（役員解任）

理事会は、役員に次の各項の一つに該当する事由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て役員を解任することができる。

1. 予期しない事情により職務の執行を果たすことが出来ないと認められるとき。
2. 著しく職務上の義務に違反し、または役員たるにふさわしくない言動および行動が認められたとき。

第4章 事務局

第14条（事務局）

1. 本会の事務を処理するための事務局を、神奈川県内に置く。
2. 事務局長は理事会が選任する。
3. 事務局は事務局長の他に、必要に応じて職員を置く事ができる。
4. 事務局職員の採否・解雇および給与の決定等は、理事会の承認を得て理事長が行う。

第5章 総会

第15条（総会）

1. 総会は通常総会と臨時総会とし、個人会員および家族会員で構成する。
2. 会長は総会を招集し、その議長となる。ただし会長は自らが選任する者を議長に指名することができる。
3. 通常総会は毎活動年度終了後、1ヶ月以内に招集される。
4. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに招集される。
 - 1) 理事の2分の1以上から開催の請求があったとき。
 - 2) 監事から開催の請求があったとき。
 - 3) 個人会員および家族会員の10分の1以上から開催の請求があったとき。
5. 総会の開催にあたっては、事前に日時、場所、議案を文書により全会員に通知しなければならない。
6. 総会で議決された事項は、会報を通じて全会員に通知されなければならない。

第16条（総会の議決事項）

総会は次の各項について議決を行う。

1. 活動報告および収支決算の承認。
2. 活動計画および収支予算の承認。
3. 役員の選任と承認。
4. その他、本会の運営に関する重要事項。

第17条（総会の定足数および議決数）

1. 総会は個人会員および家族会員の10分の1以上の出席により成立する。ただし委任状を提出した者は出席と認める。議決数は出席者の過半数とし、可否同数のときは議長の決するところによる。
2. 総会の定足数の根拠となる会員数は、通常総会の開催においては毎年1月末日時点の個人会員および家族会員の登録会員数を、臨時総会の開催においては開催請求が認められた時点の個人会員および家族会員の登録会員数を、それぞれ基準とする。

第6章 理事会

第18条（理事会）

1. 理事長は原則として毎月1回定例の理事会を招集する。
2. 理事長は必要に応じて臨時理事会を招集することができる。
3. 理事長は理事の2分の1以上から理事会開催請求のあったときには、ただちに理事会を招集しなければならない。
4. 理事長は特別の事由があるときを除き、理事会の議長をつとめる。
5. 本会会員は理事会を傍聴することができる。また理事会の求めにより参考意見を述べることができる。ただし理事会は個人の名誉に関わる内容の審議など特別の事由のある時は会員の傍聴を制限することができる。

第19条（理事会の議決事項）

理事会は次の各項について議決を行う。

1. 総会に提出する全ての議案。
2. 本会の会務全般にわたる事項。

第20条（理事会の定足数および議決数）

1. 理事会の定足数は構成員の2分の1以上とする。ただし委任状の提出を認める。
2. 理事会の議決数は特に規定のある案件を除き出席者の過半数とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第21条（議事録）

理事会の議事については議事録を作成して全理事に配布するとともに、これを事務局に備え付けておかなければならない。

第7章 専門委員会

第22条（専門委員会の設置）

1. 本会の目的を達成するために、理事会の議決に基づいて専門委員会を置くことができる。
2. 委員会の委員は、原則として会報を通じて会員の中から公募され、理事会の承認を得て選任する。
3. 前項によるものの他に、理事の推薦を得た非会員を、理事会の承認により委員に選任することができる。

4. 委員の任期は、役員の任期に準ずる。ただし再任を認める。
5. 委員長は、各委員会の委員の中から互選する。
6. 専門委員会の種類および運営に関する規定は、別に定める。

第8章 J T U社員、(財)神奈川県体育協会評議員、J T U派遣委員、その他派遣委員

第23条 (J T U社員、(財)神奈川県体育協会評議員の選任)

本会を代表しJ T U社員および(財)神奈川県体育協会評議員に派遣される者は理事会において役員の中から推挙され、総会の承認により選任される。任期途中で改選された場合は、理事会で承認され次期総会で承認される。

第24条 (J T U関東ブロック協議会理事の選任)

本会を代表しJ T U関東ブロック協議会に派遣される者は理事会において役員の中から推挙され、理事会の承認により選任される。

第25条 (その他の派遣委員)

その他本会を代表してJ T Uおよびその関連団体に派遣される者は、理事会において役員、各専門委員会委員または本会会員の中から推挙され、理事会の承認により選任される。

第26条 (派遣委員の任期)

本会から派遣される委員の任期は派遣先の規定に従うものとし、派遣先に任期規定が無い場合は本会の役員任期に準じる。ただし再任を妨げない。

第9章 地区支部競技団体

第27条 (地区支部競技団体の設置)

1. 本会の目的を達成するために、理事会の議決に基づいて地区支部競技団体を置くことができる。
2. 地区支部競技団体は、県内各市郡区町村に居住、またはその地域内を主たる活動の場とする本会会員をもって組織される。
3. 地区支部競技団体は、その地域内に居住する会員数に応じて各市郡区町村単位、またはそれらの複数を統合した地域ごとに設置される。
4. 地区支部競技団体の代表者は、理事もしくは地区支部の推薦を得た会員を、理事会の承認により選任する。
5. 地区支部競技団体の代表者の任期は、役員の任期に準ずる。ただし再任を認める。
6. 地区支部競技団体はその代表者を通じ、理事会に議案を提出することができる。
7. 地区支部競技団体の活動内容および運営に関する規定は、別に定める。

第10章 資産および会計

第28条 (資産)

本会の資産は、次の通りとする。

1. 会費および臨時会費
2. 賛助会費
3. 預貯金
4. 寄付金品
5. 什器備品等の有体財産
6. 資産から生じる利子等
7. その他の収入

第29条 (資産の処分)

本会の資産は、理事会の承認の下に処分することが出来る。

第30条 (資産の保管)

本会の資産は理事会の管理下に置き、理事長の監督の下に事務局長がこれを保管する。ただし資産のうち現金については、定期預金等安全かつ有利な方法にて保管する。

第31条 (経費、管理)

1. 本会の経費は、次に示すものを以て充てる。
 - 1) 会費および臨時会費
 - 2) 賛助会費
 - 3) 寄付金
 - 4) その他の収入
2. 経費の管理は事務局長が行い、その方法は理事会の議決を得て別途定める。
3. 毎活動年度末における収支差額は、次年度に繰り越すものとする。

第32条（会費）

1. 本会の一般会員の年会費は下記の通りとする。
 - 1) 個人会員 : 3,000円
 - 2) 家族会員 : 1,500円
 - 3) 高校生会員 : 1,000円
 - 4) ジュニア会員 : 300円
2. 年会費は、原則として会計年度の開始前に納入しなければならない。ただし年度途中の入会についてはこの限りではない。
3. 納入された会費の中から、登録料として年度毎に1名につき下記の金額をJTUに納付する。
 - 1) 個人会員／家族会員 : 1,000円
 - 2) 高校生会員 : 300円
 - 3) ジュニア会員 : 100円
4. 一旦納入された会費は、いかなる理由があろうとも返却しない。

第33条（決算および予算）

1. 会長は、毎活動年度終了とともに、次の各項に示す会計書類を作成し、通常総会の開催前までに監事に提出して監査を受けなければならない。
 - 1) 活動報告書
 - 2) 収支決算書
 - 3) 資産目録
2. 監事は前項の書類を受領した後、その内容を監査し、報告書を作成して総会に報告しなければならない。
3. 会長は、新活動年度における本会の活動計画およびこれに伴う予算書を作成し、総会に提出しなければならない。

第34条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 会則の変更

第35条（会則の変更）

1. この会則は、総会の議決により変更することが出来る。
2. 会則を変更したときは、会長は会報により速やかに全会員に通知しなければならない。

第12章 雑 則

第36条（細則の制定）

この会則についての細則は、すべて理事会の議決を経て別途定める。

付則

この会則は1997年4月1日より施行する。
この会則は一部を改訂し1999年4月3日より施行する。
この会則は一部を改訂し2002年4月20日より施行する。
この会則は一部を改訂し2007年4月21日より施行する。
この会則は一部を改訂し2010年4月29日より施行する。
この会則は一部を改訂し2011年4月29日より施行する。